

令和6年度奈良県内部統制評価報告書審査意見書

「奈良県監査基準」に準拠し、地方自治法第150条第5項の規定により、同条第4項に規定する報告書の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

令和7年9月4日

奈良県監査委員	芝池 多津子
同	井上 圭吾
同	中川 崇
同	伊藤 將也

1 審査の対象

「令和6年度 奈良県内部統制評価報告書」

2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度奈良県内部統制評価報告書の審査は、奈良県知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うその他の監査、検査、審査等によって得られた知見に基づき、奈良県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和6年度奈良県内部統制評価報告書について、奈良県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「奈良県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和6年度奈良県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

審査の結果は上記のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

令和6年度奈良県内部統制評価報告書において、「評価手続のとおり、マニュアルに規定する評価作業を実施した結果、本県の内部統制は評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。」と記載されている。

ただし、令和6年度内部統制の評価の概要に記載のとおり、令和6年度の運用上の不備が165件、前年度に比べ11件増加している。このことは、内部統制の導入から5年が経過し、各所属で適切にリスクが把握できるようになってきたこと及び一方で各所属における不備発生の抑制という課題が依然としてあることを示している。中でも、財務に関する事務の内、支出及び契約の事務において不備が増加している。

また、「メンタル不調による長期休暇（91日以上休暇）の複数名取得」に該当する所属数が増加しているが、これについては、令和7年度からリスク項目の見直しを図り、より適切な把握に努められているところである。

県では様々な業務改善に取り組まれているが、運用上の不備を抑制するため、各所属に対し内部統制制度を一層意識して取り組むよう改めて周知徹底するとともに、制度の整備や運用見直しの検討も含め、引き続き内部統制の充実を図られたい。